

証明書番号
農 産 物 検 査 員 証
登録検査機関の名称 氏 名 検 査 を 行 う 区 域 農 産 物 の 種 類
上記の者は、農産物検査法（昭和26年法律第141号）第17条第4項の規定に基づき農産物検査員として農林水産大臣の登録台帳に記帳された農産物検査員であることを証明する。
発行年月日
農林水産大臣

裏

農産物検査法（抄）
（農産物検査の義務等） 第20条 登録検査機関は、農産物検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、農産物検査を行わなければならない。 2 農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならない。
（改善命令） 第23条 農林水産大臣は、登録検査機関が第20条の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う農産物検査若しくは第13条第1項の規定による表示若しくは検査証明書の記載が適当でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、農産物検査を行うべきこと又は農産物検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
留意事項 ① 農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載されている。 ② 記載されている農産物以外の農産物の農産物検査を行った場合は、農産物検査法第23条に基づく改善命令を発することがある。

備考 用紙の大きさは、縦55mm、横91mmとする。